表4　業務上疾病の新規支給決定件数

大分類（職業病リスト号－番号）	傷病性質コード 号番号	傷病性質コード 分類コード	疾病分類項目	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
一			**業務上の負傷に起因する疾病**				9,897	11,415	11,985	11,792	11,131	9,731	9,395	8,834	8,296	8,035	7,831	8,046	7,791	7,016	6,683	5,823	5,406	5,000	4,806	4,743	4,693	4,658	4,344	4,600	4,650	4,647	4,530	4,660	5,051	5,094	5,075	4,457	4,620	4,516	4,412	4,261	4,511	4,204	4,127	4,221	4,263	259,250
	01	01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患																									348	364	331	370	365	391	416	428	404	433	374	449	482	462	486	508	485	459	515	574	
		02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患																									95	86	72	61	77	86	67	89	72	60	69	58	58	62	55	58	59	49	45	42	
		03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患																									279	268	282	228	215	205	203	227	190	187	166	209	187	171	161	160	148	178	187	143	
		04	負傷（急激な力の作用による内部組織の負傷を含む）による腰痛						8,232	8,090	7,571	6,488	6,298	5,748	5,480	5,252	5,161	5,462	5,298	4,718	4,479	3,901	3,477	3,136	2,994	3,120	3,117	3,061	2,749	3,106	3,170	3,280	3,158	3,271	3,506	3,727	3,736	3,280	3,361	3,190	3,148	3,008	3,170	2,950	2,894	2,935	2,935	
		05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症（負傷による腰痛を除く）																									79	131	91	93	105	52	66	100	68	65	54	36	75	69	64	81	64	68	58	63	
		06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症																									127	86	104	122	112	122	96	118	141	132	117	142	139	127	119	160	123	154	146	155	
		07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患																									598	555	547	512	420	435	462	483	415	393	334	305	329	308	321	321	307	271	285	304	
		08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患						134	197	281	139	105	211	162	83	100	90	52	47	47	56	53	40	41	65	58	51	53	41	52	31	46	39	47	45	39	32	35	31	40	36	37	34	36	23	29	
		99	分類コード01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病																									20	52	26	42	42	35	40	53	32	30	31	25	25	25	11	16	34	18	27	18	
二			**物理的因子による次に掲げる疾病**				1,484	1,344	1,212	1,197	1,011	888	846	846	1,238	1,627	1,217	690	592	523	489	411	579	646	602	656	612	684	718	824	754	730	766	649	619	747	609	479	932	774	797	879	708	692	731	756	1,264	33,822
	02		（有害光線による疾病）																																													
-1		01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患																									3	6	6	4	7	5	6	2	3	8	8	7	7	13	5	3	7	7	3	7	
-2		02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患																											1				3		1	1	2	1	2	4	4	1	2	1			
-3		03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患																									2	3			1	1	1		2			2	3	2		1	2	3	1	
-4		04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患																													1			1	1		1	1				1				1	
-5		05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	16	2	2	0	2	0	0	4	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3	3	0	1	3	2				1	2	2	3		1		2	1	
			（皮膚障害）	(11)	(2)	(2)		(2)			(4)	(1)	(1)	(1)		(1)								(1)			(1)		(3)																			
			（白内障）	(1)									(1)												(1)																							
			（急性放射線症）	(2)																								(3)																				
			（再生不良性貧血）	(1)																																												
			（造血器障害）	(1)																																												
			（異常気圧による疾病）																																													
-6		06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病																									16	12	8	13	11	15	18	16	20	14	12	9	13	17	7	12	8	10	10	8	
-7		07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症																									2	2	3	3	4	6	6	9	5	6	7	10	9	14	9	11	15	16	11	15	
			（異常温度条件による疾病）																																													
-8		08	暑熱な場所における業務による熱中症																									77	89	182	177	156	214	187	224	266	234	127	537	352	349	427	332	323	373	414	879	
-9		09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷																									62	65	73	46	42	45	29	31	52	25	26	34	63	22	30	22	10	31	20	30	
-10		10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷																									18	22	17	12	20	18	20	18	19	19	16	13	26	41	28	38	33	25	36	42	
-11		11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患						622	646	490	436	482	515	936	1,336	962	430	296	290	286	244	320	397	379	458	421	499	515	532	498	481	453	377	314	374	295	276	315	297	328	365	287	291	265	257	279	
-12		12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死																									2		1		1		1	1	1		1			1							
-13		99	分類コード01から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病																										1	1		3	7	1	3	5	5	2	3	1	2	2		2	1		1	
三			**身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病**				3,330	2,782	2,674	2,451	2,187	1,683	1,687	1,617	1,652	1,382	1,375	1,221	1,012	1,000	1,131	1,035	953	1,097	1,163	1,330	1,522	1,727	1,595	1,514	1,448	1,281	1,283	1,223	1,449	1,494	1,465	1,223	1,232	1,149	1,193	1,221	1,406	1,323	1,308	1,322	1,391	61,531
	03	01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）						260	249	238	246	260	360	303	324	351	347	324	344	458	296	262	309	258	263	257	286	241	179	147	149	138	133	126	160	137	136	174	172	196	206	244	214	189	143	121	
-2		02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く。）						186	158	84	63	69	34	56	49	47	32	33	41	52	30	41	37	35	44	45	27	48	44	65	56	52	45	71	63	72	81	79	40	53	28	52	39	49	49	68	
-3		03	さく岩機、振打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	688	1,181	2,107	2,595	2,066	1,834	1,605	1,521	1,124	1,084	913	941	731	656	505	361	377	405	496	475	578	556	612	773	912	784	717	632	481	412	317	308	315	251	267	263	272	296	306	281	276	286	291	281	
-4		04-09	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害						394	439	344	250	274	310	332	264	304	313	268	213	195	182	156	149	286	388	442	496	507	558	590	581	671	711	924	940	986	726	707	659	641	673	823	787	780	834	916	
-5		99	分類コード01から09までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病												20	14	17	24	26	25	21	31	19	24	28	23	5	6	15	16	14	14	10	17	20	16	19	13	9	6	7	8	6	7	4	5	5	
四			**化学物質等による次に掲げる疾病**				553	451	400	458	335	413	348	309	298	303	279	277	216	260	196	225	239	248	195	258	202	200	227	154	203	196	218	208	298	204	215	195	219	244	237	218	228	192	191	213	210	10,733
-1	04	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（傷病性質コードの枝番ごとの内訳は表6）																						87	114	91	113	103	84	110	115	105	93	117	90	73	71	72	79	74	69	82	78	70	71	62	
-2		02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患																									8	5	5	2	1	2	3	3	1	3		3	2	1	2		1				
		03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患																									2	6	2	1	9	4	2	1				1	2	2			1		3	3	
-3		04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患																									13	21	20	26	19	22	29	32	17	21	14	12	15	12	15	11	16	17	11	14	
-4		05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患																									3	4	5	5	6	6	5	9	12	4	1	3	2	5	4	5	3	4	1	1	
-5		06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患																									5	4	1	2	10	3	4	6	7	3	5	4	6	2	2	2	3	1	4	2	
-6		07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患																									6	8	7	8	5	8	8	10	10	15	13	9	9	14	7	13	6	11	3	5	
-7			石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚																																				72	93	84	97	82	67	55	88	87	
		08	（良性石綿胸水）																																				(37)	(42)	(45)	(44)	(32)	(20)	(20)	(39)	(34)	
		09	（びまん性胸膜肥厚）																																				(35)	(51)	(39)	(53)	(50)	(47)	(35)	(49)	(53)	
-8		10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症																									18	25	13	17	8	19	27	38	13	11	10	10	6	11	4	12	4	14	8	8	
-9		99	分類コード01から10までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病																									32	51	17	32	23	49	37	82	54	85	81	33	30	32	18	21	13	19	24	28	
五			**粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病**				1,907	2,150	2,108	2,034	2,114	1,899	1,339	1,353	1,272	1,327	1,254	1,238	1,144	1,140	1,060	983	1,245	1,395	1,502	1,480	1,424	1,385	1,322	1,148	1,139	1,243	1,233	1,166	1,165	1,032	850	812	800	712	581	448	438	329	321	332	277	48,101
	05	01	（管理4）じん肺症																				(386)	(347)	(415)	(395)	(342)	(316)	(294)	(254)	(194)	(198)	(165)	(189)	(282)	(225)	(167)	(194)	(191)	(176)	(146)	(117)	(132)	(85)	(102)	(111)	(96)	
		02	（肺結核）管理2又は3のじん肺に係る合併症																				(132)	(121)	(103)	(114)	(73)	(83)	(47)	(41)	(51)	(48)	(33)	(26)	(30)	(22)	(12)	(22)	(17)	(13)	(16)	(11)	(7)	(4)	(2)	(4)	(3)	
		03	（結核性胸膜炎）同上																				(12)	(7)	(19)	(16)	(15)	(17)	(29)	(10)	(7)	(8)	(9)	(5)	(3)	(13)	(12)	(5)	(4)	(4)	(1)		(3)					
		04	（続発性気管支炎）同上																				(679)	(877)	(927)	(915)	(950)	(932)	(907)	(795)	(854)	(812)	(883)	(803)	(698)	(610)	(544)	(458)	(451)	(386)	(321)	(254)	(208)	(179)	(149)	(149)	(120)	
		05	（続発性気管支拡張症）同上																				(5)	(10)	(8)	(19)	(15)	(10)	(7)	(10)	(6)	(3)	(12)	(6)	(15)	(8)	(6)	(8)	(9)	(4)	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)	(2)	(3)	
		06	（続発性気胸）同上																				(31)	(33)	(30)	(21)	(29)	(27)	(38)	(38)	(27)	(28)	(18)	(35)	(31)	(37)	(24)	(32)	(29)	(33)	(23)	(17)	(21)	(15)	(17)	(25)	(15)	
		07	（原発性肺がん）同上																													(146)	(113)	(102)	(106)	(117)	(85)	(93)	(99)	(96)	(73)	(48)	(65)	(44)	(48)	(41)	(40)	
六			**細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病**				109	85	123	164	206	166	162	138	113	140	141	128	120	173	424	156	161	118	143	179	183	132	159	157	224	136	190	158	214	200	205	133	110	189	155	160	142	186	129	115	133	6,559

表4　業務上疾病の新規支給決定件数

大分類（職業病リスト号－番号）	傷病性質コード 号番号	傷病性質コード 分類コード	疾病分類項目	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
－1	06	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患						52	68	72	58	66	59	60	73	67	44	58
		01	（患者の診療の業務）																
		02	（患者の看護の業務）																
		03	（介護の業務）																
		04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）																
－2		05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患																
－3		06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症																
－4		07	屋外における業務による恙虫病																
－5		99	分類コード01から07までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病																
七			**がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病**	338	46	44	54	49	40	49	60	68	49	67	64	62	53	67	50
－1	07	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	192	20	18	22	19	17	13	16	8	7	11	10	12	10	9	10
－2		02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍						1	3	4	2	1	3	1	1	2	2	4
－3		03	4－アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
－4		04	4－ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
－5		05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	6	3	1	0	0	0	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0
－7		06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
－8			石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	7	2	0	4	5	1	2	7	4	7	12	14	10	10	19	16
		07	（石綿に曝される業務による肺がん）		(2)		(3)	(5)	(1)	(2)	(7)	(4)	(3)	(7)	(5)	(8)	(7)	(9)	(10)
		08	（石綿に曝される業務による中皮腫）				(1)						(4)	(4)	(9)	(2)	(3)	(10)	(6)
－9		09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	5	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
－10		10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
－14		12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	7	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1
		12	（白血病）	(4)							(1)							(1)	
		13	（肺がん）																
		14	（皮膚がん）	(3)					(2)			(1)				(1)			(1)
		15	（骨肉腫）																
		16	（甲状腺がん）																
		17	（多発性骨髄腫）																
		18	（非ホジキンリンパ腫）																
－15		19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
－16		20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
－17		21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	64	0	0	0	0	2	1	7	8	8	9	2	3	9	3	1
－18		22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	23	10	12	3	7	10	11	6	11	6	4	4	3	1	6	4
－19		23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
－20		24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	27	2	3	7	7	0	1	2	4	0	5	0	3	2	0	1
－21		25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
－6		26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん																
－12		27	1,2－ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん																
－13		28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん																
－11		29	オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん																
－22		99	分類コード01から29までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	8	7	17	10	6	17	15	29	20	21	33	29	19	26	13
八	08	01	**長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病**																
			（脳血管疾患）																
			（虚血性心疾患等）																
九	09	01	**人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病**																
＋			**前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病**																
	10	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患																
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん																
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍																
十一	11	01	**その他業務に起因することの明らかな疾病**				242	171	471	622	634	541	440	256	211	106	187	133	120
			[じん肺症患者に発生した肺がん]2003年度以降第五号へ移行																
			[非災害性脳血管疾患]2010年度以降第八号へ移行													(18)	(14)	(19)	(21)
			[非災害性虚血性心疾患等]2010年度以降第八号へ移行													(3)	(15)	(11)	(12)
			[精神障害等]2010年度以降第九号へ移行													(1)		(1)	(1)
			合計				17,576	18,447	19,013	18,767	17,678	15,389	14,266	13,420	13,144	12,982	12,337	11,800	11,045
			A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計				17,317	18,266	18,536	18,128	17,029	14,819	13,806	13,143	12,880	12,833	12,114	11,617	10,886
			B：包括的救済規定に係る業務上疾病の合計				259	181	477	639	649	570	460	277	264	149	223	183	159
			A/(A+B)				98.5%	99.0%	97.5%	96.6%	96.3%	96.3%	96.8%	97.9%	98.0%	98.9%	98.2%	98.4%	98.6%

大分類（職業病リスト号－番号）	傷病性質コード 号番号	傷病性質コード 分類コード	疾病分類項目	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
－1	06	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	56	77	80	77	61	75	91	98	74	113	102	138	90	108	88	130
		01	（患者の診療の業務）	(B型肝炎)		(8)	(5)	(4)	(11)	(10)	(9)	(6)							
		02	（患者の看護の業務）	(C型肝炎)		(44)	(64)	(59)	(56)	(59)	(50)	(45)							
		03	（介護の業務）	(その他の肝炎)		0	(1)	(3)	(8)	(11)	(2)	(1)							
		04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）																
－2		05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患			2	3		6	2	3	3	2	1	5	2	3	5	5
－3		06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症			9	12	8	13	13	19	19	22	13	17	19	10	3	1
－4		07	屋外における業務による恙虫病			10	4	10	5	10	6	9	4	10	6	6	8	13	12
－5		99	分類コード01から07までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病			37	27	37	62	21	54	39	56	71	50	32	11	22	19
七			**がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病**	80	55	73	79	69	68	38	57	61	72	85	94	141	209	738	1,810
－1	07	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	9	5	17	16	6	7	4	7	4	4	7	8	7	6	4	5
－2		02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	1	3	3	3	2	2	1	3	4	4	1	3	2	2	5
－3		03	4－アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0								
－4		04	4－ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0								
－5		05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	1	0	0	0	1	1	0	0				1	1	1	1	
－7		06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	1	0	0	0	0								
－8			石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	18	23	21	21	23	27	22	42	42	52	54	77	121	186	722	1,784
		07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(10)	(9)	(11)	(9)	(10)	(15)	(12)	(23)	(17)	(18)	(21)	(22)	(38)	(58)	(503)	(783)
		08	（石綿に曝される業務による中皮腫）	(8)	(14)	(10)	(12)	(13)	(12)	(10)	(19)	(25)	(34)	(33)	(55)	(83)	(128)	(219)	(1,001)
－9		09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	1	0	0	0								
－10		10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	1	0	1	0	0	1	0							1	1
－14		12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	1	1	1	3	1	0	0	0	1	1	1			1		
		12	（白血病）	(1)			(3)					(1)	(1)						
		13	（肺がん）		(1)														
		14	（皮膚がん）			(1)		(1)						(1)					
		15	（骨肉腫）																
		16	（甲状腺がん）																
		17	（多発性骨髄腫）																
		18	（非ホジキンリンパ腫）																
－15		19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0								
－16		20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0								
－17		21	コークスまたは発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	12	4	5	5	2	5	4	4	4	6	15	5	3	8	3	12
－18		22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	5	5	4	4	8	5	4	2	6	4	4	2	4	5	5	3
－19		23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0								
－20		24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1	3	0	5	2	0	0	1	1							1
－21		25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	1	0	0			1			1		
－6		26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん																
－12		27	1,2－ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん																
－13		28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん																
－11		29	オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん																
－22		99	分類コード01から29までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	29	11	22	20	22	20	1	0				1				
八	08	01	**長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病**																
			（脳血管疾患）																
			（虚血性心疾患等）																
九	09	01	**人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病**																
＋			**前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病**					0	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	2
	10	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						(2)			(1)			(1)	(1)	(1)		(2)
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん																
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍														(1)		
十一	11	01	**その他業務に起因することの明らかな疾病**	174	124	108	121	140	143	110	118	121	146	259	532	431	427	469	563
			[じん肺症患者に発生した肺がん]2003年度以降第五号へ移行					(21)	(20)	(35)	(24)	(25)	(24)	(43)	(113)				
			[非災害性脳血管疾患]2010年度以降第八号へ移行	(24)	(11)	(19)	(23)	(43)	(49)	(46)	(47)	(49)	(48)	(96)	(202)	(193)	(174)	(210)	(225)
			[非災害性虚血性心疾患等]2010年度以降第八号へ移行	(10)	(7)	(12)	(9)	(33)	(29)	(27)	(43)	(32)	(37)	(47)	(115)	(100)	(120)	(120)	(130)
			[精神障害等]2010年度以降第九号へ移行		(2)			(1)	(2)	(2)	(4)	(14)	(36)	(67)	(112)	(108)	(123)	(120)	(205)
			合計	10,366	10,162	8,814	8,783	8,713	8,624	8,794	8,811	8,969	8,583	8,741	9,045	8,806	8,856	9,271	11,171
			A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	10,138	10,006	8,653	8,623	8,527	8,433	8,660	8,688	8,773	8,343	8,411	8,405	8,313	8,309	8,708	10,447
			B：包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	228	156	161	160	186	191	134	123	196	240	330	640	493	547	563	724
			A/(A+B)	97.8%	98.5%	98.2%	98.2%	97.9%	97.8%	98.5%	98.6%	97.8%	97.2%	96.2%	92.9%	94.4%	93.8%	93.9%	93.5%

大分類（職業病リスト号－番号）	傷病性質コード 号番号	傷病性質コード 分類コード	疾病分類項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
－1	06	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	105	127	74	78	146	118	119	103	127	101	74	94	
		01	（患者の診療の業務）					(23)	(17)	(15)	(10)	(11)	(9)	(15)	(10)	
		02	（患者の看護の業務）					(56)	(45)	(39)	(35)	(46)	(37)	(25)	(32)	
		03	（介護の業務）					(56)	(47)	(62)	(55)	(65)	(51)	(31)	(49)	
		04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）					(11)	(9)	(3)	(3)	(5)	(4)	(3)	(3)	
－2		05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	1	5	2	3	5	5	2	3	4	2	1	7	
－3		06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	13	17	19	10	3	1	3	3	4	2	1		
－4		07	屋外における業務による恙虫病	10	6	6	8	13	12	14	15	15	10	9	7	
－5		99	分類コード01から07までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	71	50	32	11	22	19	22	18	36	14	30	25	
七			**がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病**	1,021	1,080	1,033	949	957	954	939	933	922	946	924	929	16,048
－1	07	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	5	6	2	4	2	3	1	2	8	2	2	3	
－2		02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	5		2	2	4	1		1	5	4	3	1	
－3		03	4－アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍													
－4		04	4－ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍													
－5		05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん			1	1									
－7		06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん													
－8			石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	1,002	1,062	1,016	922	944	924	910	920	902	926	899	910	
		07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(502)	(503)	(480)	(424)	(400)	(402)	(382)	(391)	(363)	(386)	(335)	(376)	
		08	（石綿に曝される業務による中皮腫）	(500)	(559)	(536)	(498)	(544)	(522)	(528)	(529)	(539)	(540)	(564)	(534)	
－9		09	ベンゼンにさらされる業務による白血病													
－10		10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	1						1						
－14		12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫			1	3	1	1	2	1	1	2	2	2	
		12	（白血病）							(1)		(1)	(1)	(1)		
		13	（肺がん）												(1)	
		14	（皮膚がん）								(1)			(1)		
		15	（骨肉腫）													
		16	（甲状腺がん）										(1)		(1)	
		17	（多発性骨髄腫）													
		18	（非ホジキンリンパ腫）					(1)	(1)	(1)						
－15		19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍													
－16		20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍													
－17		21	コークスまたは発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	6	9	7	11	4	6	10	1	4	2	10	10	
－18		22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	1	3	4	2	3	2				2		
－19		23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん													
－20		24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1			1									
－21		25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん				1				1		1		1	
－6		26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん									1				
－12		27	1,2－ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん							10	6	1	1	1		
－13		28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん							3	1		1	1	1	
－11		29	オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん													
－22		99	分類コード01から29までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病		2	1			16				7	4	1	
八	08	01	**長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病**				285	310	338	306	277	251	260	253	238	2,518
			（脳血管疾患）				(176)	(200)	(211)	(182)	(166)	(162)	(154)	(159)	(142)	
			（虚血性心疾患等）				(109)	(110)	(127)	(124)	(111)	(89)	(106)	(94)	(96)	
九	09	01	**人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病**				308	325	475	436	497	472	498	506	465	3,982
＋			**前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病**	2	0	1	1	0	0	2	1	2	1	2	0	18
	10	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患		(1)	(1)				(1)	(1)	(1)	(1)	(2)		
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん													
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍				(1)			(1)		(1)				
十一	11	01	**その他業務に起因することの明らかな疾病**	664	648	529	1	0	1	2	0	1	0	0	0	9,966
			[じん肺症患者に発生した肺がん]2003年度以降第五号へ移行													
			[非災害性脳血管疾患]2010年度以降第八号へ移行	(263)	(249)	(180)										
			[非災害性虚血性心疾患等]2010年度以降第八号へ移行	(129)	(128)	(113)										
			[精神障害等]2010年度以降第九号へ移行	(268)	(269)	(234)										
			合計	10,456	10,148	8,862	9,457	9,176	9,143	8,872	9,141	8,574	8,512	8,644	9,170	452,528
			A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	9,646	9,339	8,204	9,400	9,117	9,066	8,820	9,096	8,515	8,467	8,581	9,110	
			B：包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	810	809	658	57	59	77	52	45	59	45	63	60	
			A/(A+B)	92.3%	92.0%	92.6%	99.4%	99.4%	99.2%	99.4%	99.5%	99.3%	99.5%	99.3%	99.3%	

※「傷病性質コード」については

1.同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。

2.その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類すること。

3.がんについては、全て号番号(2桁)が07の分類コードに分類すること。

4.原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類すること。

※「職業がん（第七号）」については、「1975」年度の欄は1975年度分までの累計、「合計」欄は1978年度以降の分を記載。1996年度分までは「その他のがん」に「じん肺肺がん」を含む。1992年度の数字は、内訳の合計が55にならず（54）、ミスがあると思われる。1985年の石綿による「肺がん」と「中皮腫」は内数が合計と合わず、ミスがあると思われる。1979年度分までの「ベンジジンによる尿路経腫瘍」には「ベンジジン又はベータナフチルアミンによる尿路経腫瘍」という区分に記載された数字を掲げた。1979年度分までの「タールによる肺がん」の区分に掲げられた数字は「その他の職業がん」の内数として計上した。

※2019年4月10日付で、「職業がん（第七号）」の「11」に「オルトトルイジンにさらされる業務による膀胱がん」が新たに入る改正省令が公布された。これにより、職業病リスト第七号中の番号が一部変更になった（従来の11番以降が、１番ずつ後ろにずれた）。また、傷病性質コード表において「オルトトルイジンにさされる業務による膀胱がん」が「0729000」として挿入された。本表ではこの改正を加えている。

※「1975」年度の欄は、振動障害は1975年度分、職業がん及び第二号の5の電離放射線障害は1975年度分までの累計。「合計」欄はいずれも1978年度以降の分の合計。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。